

映像コンテンツ室及び関連機器利用規定

(平成29年4月1日 Ver4.2)

映像コンテンツ室及び関連機器は、共同設備でありご利用いただくにあたり、以下の条項についてお守りいただきたいことがございますので必ず確認・遵守してください。

第1条（使用申請・許可等について）

1. 使用は事前予約を基本とします。
予約は当プラザのWebサイトに使用状況のスケジュール表を掲載していますので、空き状況を確認し申請書を管理事務室まで提出してください。
【様式 16 号】
2. 予約は原則一ヶ月前から可能とします。それ以前の予約申込は管理事務室までご相談願います。
3. 機器の使用については情報関連産業振興目的にのみ許可します。それ以外の目的には許可できません。
4. 室内のノンリニア編集機、録音ブースの使用時間は管理事務室の業務時間内（平日9:00~18:00）とします。
5. 使用開始時に入室・貸出時間の確認を行ってください。終了後は使用後検査を受け、退室・返却時間の確認を行ってください。
使用時間に応じて指定管理者より料金を徴収いたします。
6. 映像コンテンツ室はリーススペースとします。一時専有で使用されたい場合は事前に管理事務室までご相談願います。

第2条（利用に関する費用）

1. 機器の使用料は、使用時間に応じ指定管理者に支払うことといたします。使用料は次の通りです。
 - ・ノンリニア編集機 A（メイン）：7,060 円／時間
 - ・ノンリニア編集機 B（サブ）：3,700 円／時間
 - ・録音ブース：1,180 円／時間
 - ・撮影用カメラ A：2,220 円／時間
 - ・撮影用カメラ B：430 円／時間
2. 撮影用カメラの貸出しに関しては、8 時間未満は時間貸しとし、それ以上は 1 泊 2 日分の料金とします。
(例) 撮影用カメラ A 1 泊分 2,220 円×8 時間分=17,760 円
ただし、貸出し時より 24 時間を超えての返却に関しては、追加の時間分を加算いたします。
(例) 午前 10 時貸出し、翌日午前 11 時返却した場合 1 泊 2 日分+1 時間分

3. 録音ブースの使用は、機器の構成上ノンリニア編集機B（サブ）と併せての使用となりますが、録音のみで使用する場合はノンリニア編集機B（サブ）の使用料金は除くこととします。
4. VTR機器のみ（編集機を使用しない場合）の使用料金については、ノンリニア編集機B（サブ）の使用料金に準ずるものとします。

第3条（設備について）

1. 機器に不具合を発見された場合は、至急管理事務室までご連絡ください。指定管理者にて故障対応を実施します。
なお、これらの不具合が使用者の故意又は過失による場合は、使用者にその費用を負担していただきます。

第4条（利用について）

1. 室内での飲食は厳禁とします。
2. 使用した機器は、使用終了時に貸出前の状態に戻してください。
3. 使用した機器内に作成し保存したデータは、使用終了までに使用者の責任において削除してください。残されたデータがあった場合は指定管理者にて削除し、そのデータに関する一切の責任を負わないものとします。
4. 3のデータについて、使用者の都合により一時的に保存状態の継続が必要な場合は、指定管理者の事前の許可を得て、使用終了後2週間を限度に保存できることとします。ただし、このことにより指定管理者がデータを保障するものではありません。
5. 終了時は使用した機器の電源を切り、室内にゴミ等散見された場合は、各自で回収し室内の環境美化への協力をお願いします。

【指定管理者】

ハウステンボス・技術センター株式会社
佐世保情報産業プラザ第1棟 管理事務室内

【第1棟】

長崎県佐世保市崎岡町2720-8
電話 0956-20-5051
FAX 0956-39-2810

【第2棟】

長崎県佐世保市崎岡町3068-9